

自営業者の収入について

認定対象者が自営業者の場合（法人の代表者は強制被保険者となるため被扶養者として認定できません）、健康保険では、収入額から「直接的必要経費」を差し引いた残りの額が生計を維持するため投入し得る収入額と考えます。

「直接的必要経費」は、その費用なしに事業が成り立たない経費で、製造業の原材料費、小売業の仕入代、これに必要な運送経費などがそれにあたります。当組合が認める「直接的必要経費」は下記のとおりです。

なお、収入から直接的必要経費を差し引いた残りの額が130万円未満（60歳以上および障害認定者は180万円）でも、1人（身内も含む）でも従業員を雇っている者は、被扶養者として認定できません。

従って、給料賃金・雇人費が経費計上されている場合は扶養認定できません。

また、経営状態の悪化等、収入減少が一時的なものであれば扶養認定できません。過去数年間の収入から、現在と将来の経営状況を判断、推定する等の調査を行います。

廃業した自営業者については、廃業届の写しの提出がある場合、事業休業の場合は、直近の確定申告書から判定した収入が基準を満たす場合にのみ認定します。（給与所得者の退職証明のように第三者に収入がなくなったことを証明してもらうことが難しい為）

なお、この基準は認定対象者の扶養義務者の所得を比較する際にも準用します。

当組合が認める「直接的必要経費」一覧

【判定】

	必要経費として認める経費
	原則として認めないが、収支台帳や領収書等で事業上の必要経費として明らかである場合のみ必要経費として認める経費 水道光熱費、地代家賃、通信費は事業所と自宅が別の場合のみ認める。ただし、自宅兼事業所の場合で、事業用と居住用の負担割合が明らかな場合のみその事業用分を認める。
×	必要経費として認めない経費

1．一般所得		2．農業所得		3．不動産所得	
科目	判定	科目	判定	科目	判定
仕入原価		雇人費	/	給料賃金	/
給料賃金	/	小作料・賃借料		減価償却費	×
外注工賃		減価償却費	×	貸倒金	×

減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃		租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費		損害保険料	×
租税公課	×	素畜費		修繕費	
荷造運賃	×	肥料費		雑費	×
水道光熱費		飼料費			
旅費交通費		農具費			
通信費		農薬衛生費			
広告宣伝費	×	諸材料費			
接待交際費	×	修繕費			
損害保険料	×	動力光熱費			
修繕費		作業用衣料費	×		
消耗品費	×	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃手数料			
雑費	×	土地改良費			
		雑費	×		